



クリーニング業 営業の手引き

- I. 申請・届出の手続き
- II. 各種基準
- III. 利用者に対する説明義務について
- IV. 研修及び講習について



八戸市マスコットキャラクター
いかづきんズ



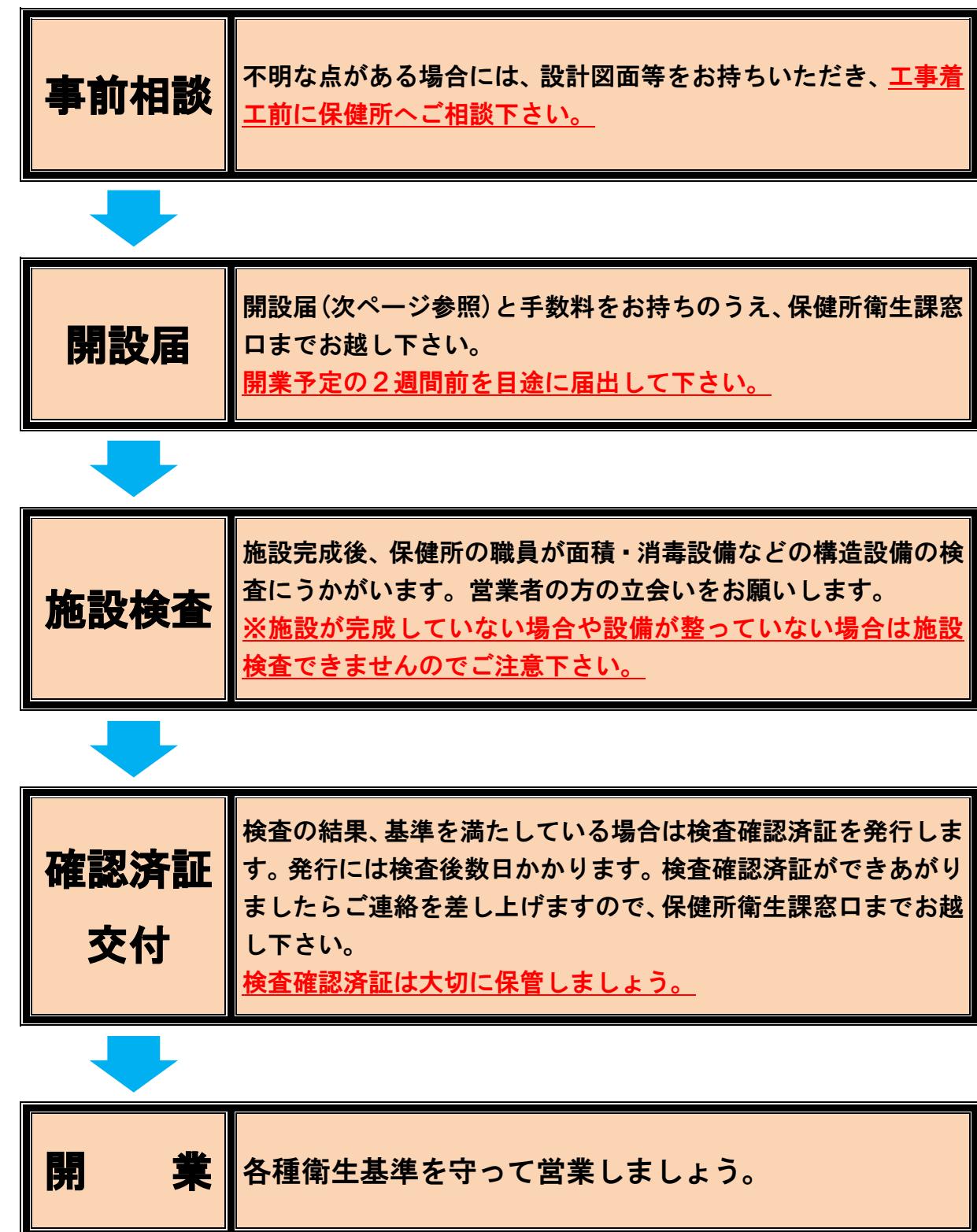
八戸市保健所



I. 申請・届出の手続き

I-1 開業までの流れ

クリーニング所を開設するときは、事前に保健所に届出を行い、施設がクリーニング業法等で定める構造設備の基準に適合することの検査確認を受ける必要があります。検査確認を受けなければクリーニング所を営業することはできません。



※ 店舗の移転、同一性が認められないような大幅な変更の場合には、新規の届出が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

I - 2 届出書類

届出書の様式は保健所窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

	届出内容	提出物
開設届	新規開設	①「開設届出書・検査申請書」 (無店舗取次店の場合は「無店舗取次店営業届出書」) ②施設(車両)の平面図 ③開設者が法人の場合は、登記事項証明書※1
	営業者の変更（承継を除く）	④他にクリーニング所、無店舗取次店を営んでいるときは、その店舗についての情報を記載した書類※2
	店舗移転	⑤開設者が外国人の場合は住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る) ⑥クリーニング師の免許証(本証提示)※3 ⑦申請手数料 16,000円
変更届	施設名称の変更	①「変更届出書」
	法人の代表者の変更	①「変更届出書」 ②登記事項証明書※1
	クリーニング師の変更	①「変更届出書」 ②クリーニング師の免許証※3
	構造設備の変更	①「変更届出書」 ②変更内容の図面
	従業者数※4の変更	①「変更届出書」
	種別※5の変更	①「変更届出書」
廃止届	廃業	①「廃止届出書」 ②クリーニング所開設検査確認済証
承継届	事業譲渡、相続、 法人の合併・分割による 営業の承継	①「クリーニング所等承継届出書」 ②クリーニング所の営業者の地位の承継に関する書類 〔事業譲渡の場合〕 営業の譲渡が行われたことを証する書類 〔相続の場合〕 ・ 戸籍謄本 ・ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書 〔法人の合併又は分割の場合〕 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 ③他にクリーニング所、無店舗取次店を営んでいるときは、その店舗についての情報を記載した書類※2

※1 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、登記事項証明書は6か月以内のものとする。

※2 次の①～④が記載されたもの【①店舗名称、②所在地、無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、③従業者数、④従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名】

※3 婚姻等で氏名が変わっているときはその旨を証明する書類(戸籍謄本等)をあわせて提出。

※4 洗濯物の処理又は受取及び引渡しに関する業務に直接従事する者の数(常用雇用、臨時雇用等の雇用形態の違いは問わない)。

※5 取次店(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所) ⇄一般店の変更。指定洗濯物の取扱いの有無の変更。

※6 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意が必要。

II. 各種基準

II-1 構造設備基準

利用者が確認できる場所に苦情の申出先を掲示する。

出入口

受取台
引渡台

未洗濯容器

クリーニング所内は換気・採光・照明を十分にする。

格仕納上げ設備
洗濯物用

プレス機

消毒設備

指定洗濯物入

作業場の床は不浸透性材料を使用する。適当な勾配と排水口を設ける。

換気扇

ドライ設備

洗濯機
脱水機

ハンガーポール

換気扇

作業台
(仕上げ用)

排水口

設備名	内容	チェック
全般	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング所は隔壁等により外部と完全に区分されていること。 未洗い、洗い済、仕上済の洗濯物を区分しておく格納設備又は容器を備えること。 洗濯物をその用途に応じて区分して処理できること。 	<input type="checkbox"/>
作業場	<ul style="list-style-type: none"> 全て専用とし、居間、炊事場、便所等の施設及び他の営業施設と隔壁等により明確に区分されていること。 	<input type="checkbox"/>
洗場	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機及び脱水機を備えていること。 床は不浸透性材料を使用し、適当な勾配、排水口があること。 	<input type="checkbox"/>
仕上場	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けること。 	<input type="checkbox"/>
受取・引渡場	<ul style="list-style-type: none"> 受け渡し台は、取扱い数量に応じた適当な広さとすること。 苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を掲示すること。 	<input type="checkbox"/>
採光・照明 換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 採光・照明設備を設け、十分な照度とすること(作業場の照度は300ルクス以上が望ましい)。 換気扇や窓等を設け、換気を十分に行えるようにすること。 	<input type="checkbox"/>
消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> 作業場、格納設備、容器等を消毒する設備を設けること。※ II-3(2)参照 	<input type="checkbox"/>
その他	<ul style="list-style-type: none"> クリーニング師を置くこと(受取・引渡業務のみを行う場合は不要)。 	
指定洗濯物を取扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> 消毒設備又は消毒効果を有する洗濯機を設けること。※ II-3(1)参照 指定洗濯物を保管する専用の格納設備又は容器を設けること。また、当該容器等には「指定洗濯物用である旨」の表示をすること。 	<input type="checkbox"/>

II-2 日常の衛生管理基準

項目	内容
施設の清潔	<ul style="list-style-type: none"> 施設は毎日清掃し、清潔保持に努めること。 施設内には業務上不必要的物品を置かないこと。 掃除用具は専用の場所に保管すること。 採光、照明、換気を十分にすること(作業場の照度は300ルクス以上が望ましい)。
洗濯物の区分	<ul style="list-style-type: none"> 未洗い、洗い済、仕上済の洗濯物を区分すること。 洗濯物をその用途に応じて区分して処理すること。
作業の清潔	<ul style="list-style-type: none"> プレス機、馬(アイロン仕上げに用いる下ごて)等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。 洗濯機、脱水機等の機械、作業台、格納設備・容器等の仕上げ前の洗濯物が接触する部分は、業務終了後に毎日洗浄又は清掃すること。 仕上げ後の洗濯物の格納設備・容器は、少なくとも1週間に1回以上洗浄又は清掃すること。 作業場、作業台、格納設備・容器等は、月2回以上消毒すること※II-3(2)参照。 作業に伴って生じる纖維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> 溶剤は密閉容器に入れ日光の当たらない場所に保管すること。 排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け、適切に処理すること。 蒸発残さ物等の汚染物は、密閉できる容器に入れ、専用の貯蔵場所に保管すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 従業者の健康管理に常に注意し、結核、感染性の皮膚疾患、その他洗濯物を介して感染を広めるおそれのある感染症に罹患している者は作業に従事させないこと。
指定洗濯物*の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒すること(ただし、消毒の効果を有する洗濯方法により洗濯する場合には、消毒しなくてもよい)。 消毒が終わるまで専用の容器等に納め、他の洗濯物と接触しないよう区分すること。 洗濯前の指定洗濯物を取り扱った格納設備・容器は、その都度消毒すること。

*指定洗濯物とは、次の①～⑤の洗濯物のうち、消毒されることなく引き渡されたものです。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病的病原体による汚染の恐れのあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

II-3 消毒方法

(1) 指定洗濯物の消毒方法

指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒する必要があります。ただし、消毒の効果を有する洗濯方法（②参照）により洗濯する場合には、事前の消毒は必ずしも必要ではありません。

① 指定洗濯物の消毒方法

1・理学的方法	方法	注意
蒸気による消毒	蒸気がま等を使用し、100°C以上の湿熱に10分間以上触れさせること（温度計により器内の温度を確認すること。）。	大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがある。 器内底の水量を適量に維持する必要がある。
熱湯による消毒	80°C以上の熱湯に10分間以上浸すこと（温度計により温度の確認をすること。）。	熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがある。
2・化学的方法	方法	注意
塩素剤による消毒	(a)さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30°C 以上で 5 分間以上浸すこと（この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。	汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。
	(b)亜塩素酸水を、その遊離塩素濃度 25ppm 以上の水溶液中に 20°C 以上で 10 分間以上浸すこと又はその遊離塩素濃度 50ppm 以上の水溶液中に 10°C 以上で 10 分間以上浸すこと。	(a)のさらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等に比べ漂白作用は小さい
界面活性剤による消毒	逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30°C 以上で 30 分間以上浸すこと。	洗濯したものを消毒する場合は、十分すぎを行ってからでないと消毒効果がないことがある。
ホルムアルデヒドガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に容積 1m ³ につきホルムアルデヒド 6g 以上及び水 40g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60°C 以上で 1 時間以上触れさせること。	
酸化エチレンガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、大気圧に戻し 50°C 以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1kg/cm ² まで加圧し 50°C 以上で 1 時間以上触れさせること。	
過酢酸による消毒	過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60°C 以上で 10 分間以上浸すこと又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50°C 以上で 10 分間以上浸すこと。	過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。

②消毒効果を有する洗濯方法

洗濯物の処理工程の中に以下のいずれかの工程を含むもの

①	洗濯物を 80°C 以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程を含むもの。
②	さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 250ppm 以上の液に 30°C 以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。
③	四塩化(パークロル)エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で 50°C 以上に保たせ、10 分間以上乾燥させる工程を含むもの。
④	洗濯物を過酢酸濃度 150ppm 以上かつ 60°C 以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの 又は過酢酸濃度 250ppm 以上かつ 50°C 以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの。

(2)設備及び容器等の消毒方法

設備及び容器等の消毒方法

ランドリー処理用の洗濯機及び脱水機	槽内及び投入取出口等を塩素剤又は界面活性剤等の水溶液を満たして稼動するか、又はこれら消毒液を用いて清拭(しき)することにより消毒することが望ましい。
洗濯物の格納設備又は容器及び運搬・集配容器	エタノール、塩素剤や界面活性剤等の水溶液を用いて浸漬又は清拭等により消毒するか、又はホルムアルデヒドガスにより消毒することが望ましい。
その他消毒する器具等	その材質に応じ加熱(蒸気、熱湯)又は消毒液(塩素剤又は界面活性剤等の水溶液)による消毒のいずれかにより消毒することが望ましい。



III 利用者に対する説明義務等について

1. 利用者に対する説明

営業者は、利用者の利益擁護の観点から、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法やクリーニングにより衣類に生じうる変化等について説明するよう努めなければなりません。

2. 苦情の申出先の明示

(1) 苦情の申出先の掲示

利用者からの苦情に対して適切な対応を行うことができる「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を店頭に掲示してください。

(2) 苦情の申出先を示した書面の配布

洗濯物の受取及び引渡しの際に、利用者からの苦情に対して適切な対応を行うことができる「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を記載した書面を配布してください。

〔書面の配布例〕

- ・洗濯物の受取の際に、「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を明示した領収書を配布する。
- ・洗濯物の受取の際に、「クリーニング所の名称、所在地及び電話番号」を明示した預かり証を配布し、引渡しの際に、預かり証とは別に同様の記載事項を明示した書面を配布する。

IV 研修及び講習について

1. クリーニング師研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年に一度、都道府県知事が指定する研修を受講することが義務付けられています。また、営業者は、クリーニング師に対し研修を受ける機会を与えなければなりません。

2. 業務従事者に対する講習

営業者は、クリーニング所の業務従事者の5分の1の数（端数は切り上げ）の者選び、クリーニング所開設後1年以内に、その後は3年に一度、都道府県知事が指定する講習を受けさせることができます。なお、1.の研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなします。

3. 研修・講習の申込先

公益財団法人 青森県生活衛生営業指導センター

住所：〒030-0812 青森市堤町2-16-11 理容会館1階 電話：017-722-7002

※研修・講習については、指導センターに直接お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

〔お問い合わせ〕

八戸市保健所 衛生課 生活衛生グループ

電話番号 0178-38-0719（直通）

※来庁の際は、事前にご連絡願います。

F A X 0178-38-0737

〔令和7年3月発行〕